

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成28年9月2日 第14号
件名	建築計画の事前協議に関する請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外11名
紹介議員	萬立幹夫 品田ひでこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることであるといえます。

しかし、現状では、たとえば中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停の際には、すでに事業者は計画を確定しており、地域の要望を受け入れる余地がないため、違法性をめぐる先鋭な紛争に発展し、あるいは、一部住民や自治体が、事業者と非公開の取引をすることにより、地域の不和を誘発しています。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となります。完売後に建築物の建築確認が取り消された最近の事例は、その一例といえるでしょう。これでは魅力的なまちづくりは困難と言わざるを得ません。

周辺住民に歓迎される建築計画を推進することは、暮らしやすく快適な地域づくりにつながり、既存住民だけでなく、事業者や将来の住民のためにも有益です。地域の特性に合った計画を進めるためには、既存の法律や制度も、もちろん活用することが必要ですが、固定的な基準を定めて強制するだけの規制では足りません。事業者、近隣住民、自治体間で、建築計画が確定する前に、公開の場で熟議を尽くす仕組みが有用であり、必要なのです。

地方分権の時代において、都市マスタープランを実効性あるものとするためには、まちづくり条例は、市街地を抱えるあらゆる自治体に標準装備されなければならないものだといえるでしょう。世田谷区、狛江市、練馬区のように、先行する自治体の事例も蓄積していますので、これらの長短を考慮しつつ、文京区に住むことを誇りに思うことができる制度を設計することができないはずはありません。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、一定規模以上の開発事業及び建築計画（延べ面積 1,000 m²以上の建築計画など、用途や周辺環境への影響を考慮して指定する）について、早期の公開と、アドバイザー制ではなく、申立てにより設置される専門家による委員会において、区と区民と事業者の三者が公開の場で協議することを、それぞれ義務付ける制度を創設することを、文京区長に要請してください。